

平成 21 年度渋谷区予算編成に対する要望書

渋谷区議会民主党

芦沢一明 鈴木建邦

岩崎保夫 吉田佳代子

岡田麻理 浜田浩樹

平成 21 年度渋谷区予算編成にあたり、渋谷区議会民主党は以下の事項に取り組まれるよう要望いたします。

【企画部関係】

1. 「事業仕分け」を行い、不要な事務事業の縮小、廃止を進めること。
2. 都市整備公社の情報透明化および経営改善を図ること。
3. 情報セキュリティについて、さらに取り組みを強化すること。
4. マスコミ対応について、広報課で一元的に対応できるよう体制を確立すること。
5. 区民相談の充実を図ること。各士業合同の相談会を行うこと。また、無料相談会の委託料は増額すること。
6. 区のホームページについてはさらに使いやすくするよう改善すること。また、各種説明会の映像を終了後数日掲載するなど、区民の利便性向上に向けて取り組むこと。
7. 区ニュースについては、読みやすく親しみやすい紙面に改善すること。
8. コミュニティバス未運行ルート(富ヶ谷・上原・西原)の早期ルート策定を行うこと。また、既存ルートの見直しを行うこと。
9. 庁舎建て替えへの長期計画を策定すること。また、見合った基金の積み増しを行うこと。

【総務部関係】

1. 職員数の減少が住民サービスの低下につながらないよう配慮すること。
2. サービス公社の透明化及び事業改善を図ること。経営体制が長期硬直化しないよう配慮すること。
3. 区の事業がサービス公社に委託される際には、住民サービスの低下につながらないよう管理を徹底すること。
4. DV対策を強化すること。その際には男性に対するDVへの対策も推進すること。
5. 障害者雇用を促進すること。
6. 職員の健康増進、特にメンタルヘルス対策の向上に努めること。
7. 職員の自転車通勤を促進すること。
8. 区施設における分煙の強化を徹底すること。
9. 区施設において、おむつ換えスペース、授乳室等を適切に配置すること。
10. 総合庁舎について、各玄関においてイベントなどをわかりやすく掲示すること。また、自転車駐輪スペースの拡充を図ること。
11. コールセンターについてはFAQの整備等を行い、区民の利便性を図ること。
12. 契約においては相手方のコンプライアンス体制を確認すること。また、総合評価方式を積極的に活用すること。
13. 私立幼稚園の保護者負担軽減措置をさらに充実すること。
14. ネーミングライツをさらに活用し、財政収入増につなげること。前提として広告に関する基準等を策定するなど、手続きの適正化を担保すること。
15. 児童会館跡地を取得する際は、跡地利用の計画に児童館など児童福祉の観点からの活用も盛り込むこと。
16. 競馬組合に対しては経営の改善と経費の削減を求めると。特に、不要な広告費支出を削減するよう取り組むこと。

【危機管理対策部関係】

1. 昼間人口に対応できる備蓄を進めること。視覚障害者や聴覚障害者、オストメイト等災害弱者に配慮した備蓄についても順次進めること。
2. 区内事業所の防災備蓄等災害対策について指導を強化すること。帰宅困難者対策についても連携協力体制の構築に努めること。
3. 防災職員住宅について更なる整備を図ること。
4. 国民保護計画に関する取り組みを着実に進めること。
5. 安全対策ニュース、安全対策メール等の取り組みをさらに強化すること。
6. 防犯リーダーについては更なる育成を図ること。
7. 防災に関して図上訓練を活用し、練度向上に努めること。

【選挙管理委員会関係】

1. 投票所は高齢者・障害者に配慮した仕様とすること。
2. 選挙啓発については特に若年層投票率の向上に努めること。
3. 明るい選挙推進委員については、活動の充実を図ること。
4. ポスター掲示場を抜本的に再構築し、駅前等認知されやすい場所に掲示すること。
5. 投票済み証の活用を図ること。

【監査委員事務局関係】

1. 監査報告書については詳細かつ分かりやすくすること。

【区民部関係】

1. 区民税の徴収率向上にさらに努めること。
2. 区民サービス向上のため、自動交付機の増設、出張所の業務適正化などに取り組むこと。
3. 国民健康保険料の徴収率向上に努めること。
4. 国民健康保険の安定的な運営を図るため、医療費適正化と健康増進に関しての啓発、取り組みなどを関連する部署と連携して行うこと。
5. 区民会館、出張所にOA機器を配置し、コミュニティ団体のデジタルデバйд解消に努めること。
6. 中小事業者支援を強化すること。
7. 商店街イベント事業等に対する補助金の適正な執行に努めること。
8. 公共サイン、掲示板等の更新に努めること。

【都市整備部関係】

1. 中高層建築物計画について、近隣住民への早期周知をはかるよう、早急に検討すること。
2. 都市計画道路補助18号線の事業執行を早急に進めること。
3. 「みどりの確保に関する条例」における指定樹木・樹林の維持管理費の増額をはかること。
4. 区施設の屋上緑化の整備をはかること。
5. 「建築物の耐震促進補助事業」の見直しをはかること。
6. 駅周辺地域の大型ビジョンへの指導体制を強化すること。
7. 新エネルギー、クリーンエネルギーの活用を検討すること。

【土木部関係】

1. 不法駐車、放置自転車・バイク対策の強化をはかること。
2. 駅周辺や避難道路のパーキングメーターを撤去するよう関係機関への働きかけを強めること。
3. 埼京線代々木駅付近の開かずの踏み切り解消に向けた関係機関への働きかけを強めること。
4. バリアフリーのまちづくりについて、弱者利用のための横断歩道設置など、検討をはかること。
5. 公園は子どもや高齢者が安心して利用できるよう維持管理(捨て猫問題・ごみの散乱防止・砂場の洗浄・ホームレス対策)を講じること。
6. 公園遊具の安全点検を継続して行うこと。
7. 電線類等の地中化のさらなる推進と、狭隘道路の整備をはかること。
8. プレーパーク(冒険遊び場)の増設をはかること。
9. 雨水利用促進事業を一層推進すること。
10. 公園トイレの整備・改修・清掃を強化すること。
11. 大型工事で地盤沈下が起こった道の復旧を早急にはかること。
12. 放置自転車対策事業においては、自転車を利用する身体障害者に配慮すること。

【清掃リサイクル部関係】

1. リサイクルセンターの増設をはかること。
2. 資源ごみの持ち去り対策を強化すること。
3. 分煙ルールの拡大及び啓発の強化をはかること。
4. 資源ごみの収集項目を増やすと共に、分別回収の拡充・新不燃ごみの収集日を分かりやすく徹底すること。
5. 還元施設の有効活用をはかるため、事業運営の見直しを進めること。
6. カラスの被害から区民を守るため、黄色いごみ袋の導入も含めた対策を強化すること。
7. ふれあい植物センターの券売機は廃止すること。

【子ども家庭部関係】

1. 児童館的機能を持った施設を拠点的に開設すること。
2. 保育室への助成金を維持するとともに、認証保育所への移行について支援をはかること。
3. 区立保育園の0才保育の実施園拡大に努めること。
4. 保育園入所時の年齢取り扱いは、申請時の満年齢で起算されるよう見直しをはかること。
5. 「新成人を祝う会」の企画について、参加率向上につながるよう検討すること。
6. 子ども110番の家の実効化をはかるため、駆け込み訓練などのイベントを実行すること。
7. 各子育て支援センターに職員や保護者の調査のため、パソコンを設置し、インターネットを使用できるよう検討すること。
8. 子ども家庭支援センターの相談室の増設、エントランス、インターホンの改修はじめ、より利用しやすい施設とするよう検討すること。

【教育委員会関係】

(学校教育について)

1. コミュニティスクールを開校すること。

2. いじめや問題行動につながる学校裏サイト等の実態把握に努めること。
3. 本町小中一貫校計画は積極的な情報開示をはかること。
4. 給食の食物アレルギーへの対応について全区的な向上をはかること。
5. 人権尊重教育、環境教育、国際教育理解を積極的に推進すること。
6. 税や社会保障、選挙に関する教育を推進すること。
7. 障害児の介助員は、継続的な雇用の保障と人員の確保に努めること。
8. 外国人生徒・児童の増加に対応するため、多言語の通訳の派遣、翻訳資料の配布などの人的・物的措置を講じること。
9. 宿泊事業には生徒指導補助員を配置すること。とくに、指導員の確保に区が責任を果たすこと。

(生涯学習・スポーツ振興について)

1. 放課後クラブ事業について、区の責務を明確にするため、早期の条例化をはかること。
2. 夏季施設の指導員確保は、区が責任を持って行うこと。
3. 松濤美術館のエレベーター、空調設備、湿気対策はじめ、設備の適切な更新をはかること。
4. スポーツセンターの設備の向上に向けて、プールの防犯体制の向上、トイレの水道設備の老朽化への対応をはかること。
5. 学校施設開放の利用者のためのトイレ整備を計画的にはかること。

【福祉保健部関係】

(福祉全般について)

1. 社会福祉協議会の「景丘の家」については、地域利用を含め有効活用を図ること。
2. 権利擁護センターの機能充実を図ること。(知的障害者の専門窓口など)

(障害者福祉について)

1. 障害者団体への活動助成や啓もう活動の支援など基準を明確にして支援すること。
2. 既存の施設サービスを利用できない重度の知的障害者(児)のための生活介護施設を整備すること。
3. 身体障害者用、知的障害者用グループホームを創設すること。(公・民)
4. 施設備品の入れ替え時には、身障者に配慮すること。(椅子・机の軽量化など)
5. だれでもトイレの改善を図ること。(車椅子の回転が不可能・重度身障児のベッドが無い等)
6. 機能回復訓練のための施策を講じること。(身体障害者・失語症・中途障害者など)
7. 障害者の在宅サービス(ホームヘルプなど)の更なる充実に努めること。
8. 移動支援事業については利用可能時間を拡大するとともに通学・通所などにも利用できるよう充実すること。
9. 心身障害者に対する補装具の給付、住宅改造資金の支給を強化すること。
10. 中学卒業後の活動支援の強化を図ること。(場所・運営費など)
11. 放課後クラブ対策の充実を図ること。(人員配置・特別支援学校生など)
12. 緊急一時保護事業の強化を図ること。(委託料・送迎サービスなど)
13. 重度障害児(者)施設の充実に努めること。(生活寮・運営費など)
14. 聴覚・視覚障害者が安心して住めるまちづくりの推進に努めること。

15. 聴覚障害者向け火災報知機を配布すること。
16. 聴覚・視覚障害者に音声ワープロの普及および、ワープロソフトの貸与を考慮すること。
17. 聴覚障害者に対する手話のできるホームヘルパーの育成に努めること。
18. 聴覚障害者へのコミュニケーション支援事業は利用者負担無料を継続すること。
19. 手話講習会の内容の充実を図ること。
20. 利用者定率負担制度の軽減措置を図ること。
21. 雇用・就労対策の促進を図ること。(就労支援センターの充実・関係機関との懇談会・区が率先して採用=区長会目標の法定雇用率の達成・庁舎内でのPRなど)
22. 障害者本人や介護者の視点を生かし、バリアフリーの街の推進を図ること。(商店街・施設、駅など)
23. はあとびあ原宿やリフレッシュ氷川までなど視覚障害者の利用の多い歩道の点字ブロックを設置すること。
24. 福祉作業所の施設の改善・充実に努めること。(余裕教室など)
25. 福祉作業所が、障害者自立支援法の下で、安定した経営ができるよう努めること。(新事業体系移行への十分な配慮・小規模民営作業所への現行助成制度の維持・応益負担の軽減措置・施設の巡回指導、交通費上限の見直しなど)
26. はあとびあ原宿の事業委託についてはサービスがさらに充実し、希望する入所者を区が責任をもって受け入れられるよう体制を強化すること。
27. 心身障害者福祉に関する教育・研究の拡充を図ること。(専門的教育の実施・ボランティア養成セミナー・講師の派遣・家族や地域支援者への情報提供など)

(高齢者福祉について)

1. 区民施設の改善に努めるとともに、利用者拡大のため住民管理方式等の一層の検討をすること。
2. 敬老館・高齢者センターにOA機器を配置し、シニアクラブのデジタルデバインド解消に努めること。
3. 在宅認知症者への施策の一層の充実を図ること。
4. 看護職員の確保を図ること。
5. 高齢者のショートステイ・グループホーム、デイサービス(公・民)を地域密着型サービスとして創設された小規模多機能施設の整備と併せて考慮すること。
6. 配食サービスの質の向上と対象者並びに取扱店の拡大を図ること。
7. 介護報酬の引き上げ、福祉人材住宅の確保など福祉人材確保に努めること。
8. 介護労働者の資格取得に関する支援や教育・研究の拡充を図ること。

(地域保健について)

1. 精神障害者施設の充実を図ること。(グループホーム・ホームヘルプサービス・ショートステイなど)
2. 精神障害者対策の一層の充実を図ること。(作業所運営費補助基準の柔軟な対応含む交通費・家族活動への支援・相談業務・事務手続きの一本化など)

(生活衛生について)

1. 区内の動物の現状の把握につとめ、糞害・騒音等の区民への被害を減らすことを図ること。
2. 区内のインターネットカフェなどのシャワールームなど新しい事業分野の衛生監視を検討すること。